

○守谷市いじめ問題重大事態調査委員会及び守谷市いじめ問題重大事態
再調査委員会設置条例

平成27年3月25日

条例第6号

目次

第1章 守谷市いじめ問題重大事態調査委員会

第2章 守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会

第1章 守谷市いじめ問題重大事態調査委員会
(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)

第28条に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合
に調査等を行うため、教育委員会の附属機関として、守谷市いじめ問題重大
事態調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、当該重大事態に係る事実関係の
調査等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 精神医学を専門とする医師
- (3) 心理学又は福祉学の専門家
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、教育長が招集するものとする。

2 委員会の会議は、委員（第8条第1項及び第2項の規定により除斥された委員並びに同条第3項の規定により回避した委員を除き、第9条第1項の規定により委嘱された臨時委員を含む。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しないものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、調査等のために必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥及び回避)

第8条 委員は、4親等内の親族に関する重大事態については、除斥されるものとする。

2 前項の規定によるもののほか、公平な調査等を行うことができない恐れがある委員があるときは、第6条第3項の決定を経て、当該委員を除斥することができる。

3 委員は、公平な調査等を行うことができない相当な理由があるときは、自

ら調査等を回避することができる。

(臨時委員)

第9条 教育委員会は、前条の規定により除斥される委員又は回避する委員があるときは、その委員に代わり当該除斥又は回避に係る重大事態の調査等を行う委員（以下「臨時委員」という。）を委嘱することができる。

2 臨時委員は、第3条第2項に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該除斥又は回避に係る重大事態の調査等が終わるまでの期間とする。ただし、当該除斥又は回避のあった委員の残任期間を超えることができない。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会指導室において処理する。

第2章 守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会

(設置)

第12条 法第30条第2項の規定に基づく調査等（以下「再調査」という。）を行うため、守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第13条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、再調査を行う。

(任期)

第14条 委員の任期は、前条の諮問に係る再調査が終了するまでとする。

(庶務)

第15条 再調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(準用)

第16条 第3条、第5条から第8条まで、第9条第1項及び第2項並びに第10条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第3条第2項中「教育委員会」とあるのは「第13条の諮問の都度市長」と、第6条第1項中「教育長」とあるのは「市長」と、第9条第1項及び第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略